

安芸高田市頑張る事業者応援金

申請手引き

安芸高田市頑張る事業者応援金申請手引き

広島県の新型コロナウイルス感染症感染防止対策による外出機会の削減要請等による影響を受けた中小事業者(以下、「事業者」という。)に対し、事業全般に広く使える資金として応援金を支給します。

※中小事業者とは…中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者若しくは小規模事業者又はこれと同等と認められる者をいう

給付金額

対象期間(令和2年12月から令和3年2月)の前年同月比が30%以上減少している月の内、減少額が一番大きい月の売上減少額分を支給します(上限20万円、千円未満切り捨て)。

ただし、給付は1事業者1回のみです。

給付対象者

応援金の対象となる事業者は、対面で直接商品・役務の提供等を行う事業者(農業、畜産業を除く)で、次の(1)~(5)の条件をいずれも満たす事業者が対象となります。

- (1) 安芸高田市内に本社を有する事業者(個人にあつては市内に事業所住所を有する者)。
- (2) 令和2年12月から令和3年2月までのいずれか1か月における売上高が前年同月に比して30%以上減少している事業者
- (3) 雇用の維持や事業継続のための意思を有している事業者
- (4) 安芸高田市長が事業の趣旨に基づき対象者として認める事業者
- (5) 広島県「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食事業者応援事業」、「頑張る飲食店納入事業者応援事業」及び「安芸高田市事業継続応援金事業」のいずれの給付も受けていない事業者

不給付要件(不給付対象者)

次の(1)から(8)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 明らかに対面で直接商品又は役務の提供等を行う事実を確認できない事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 法人税法別表第一に規定する公共法人
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織若しくは団体
- (6) 安芸高田市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 25 号)第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
- (7) 安芸高田市に住民票がある者が経営する市外の事業所
- (8) (1)～(7)までに掲げる者のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと安芸高田市長が判断する者

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

申請方法

(1) 申請期間

給付金の申請期間は、

令和 3 年 6 月 1 日(火)から令和 3 年 7 月 31 日(土)までとなります。

※ 申請窓口への提出は 7 月 30 日まで

※ 令和 3 年 7 月 31 日消印有効

(2) 申請方法

① 書類の取得

- 配布場所: 安芸高田市商工会・市役所・市役所各支所
- インターネット: 安芸高田市 HP からのダウンロード

② 申請方法

郵送又は申請窓口への提出

- 申請につきましては、**原則、郵送(安芸高田市商工会宛)**となります。

※ 密集を避けるご協力をお願いいたします。

- 郵送される封筒には必ず「**応援金申請書在中**」とご記入ください。

ご不明点がございましたら商工会又は市役所へご連絡ください。

提出書類

【法人の方】

申請書類は、下記①, ②を揃えてご提出ください。(必要に応じ③)
不備がございましたら、審査等ができませんのでご注意ください。

① 申請書類

- 様式 1 安芸高田市頑張る事業者応援金申請書兼請求書、(裏面)誓約書
・様式 1 には、必ず、住所・会社名・代表者名・連絡先をご記入し押印ください。
・連絡先は、必ず確認の取れる番号をご記載ください。
- チェックシート

② 添付書類(全て必要になります。)

- 売上減少を証明する書類 **※1下記ご参照ください**
- 会社名義又は団体名義の振込口座通帳の写し
- 対面で直接商品・役務の提供等を行っていることが確認できる書類(商品、サービスの一覧表、店舗写真等)又は対象期間に対面で直接商品・サービスを提供している事業者との取引を示す書類(事業者との請求書、納品書、領収書等の帳票書類等)

③ 申請者以外の代理申請の場合

- 様式 3 委任状

※1 売上減少を証明する書類について

- (1) 令和 2 年度分の確定申告書別表 1
- (2) 令和 2 年度分の法人概況説明書(両面)

【上記(1)(2)の書類に、給付対象月の売上が記載されている場合】

- (3) 給付対象月の前年度の法人概況説明書(両面)

【上記(1)(2)の書類に、給付対象月の売上が記載されていない場合】

- (3) 給付対象月の売上がわかる資料

※給付対象月とは…令和2年12月から令和3年2月

確定申告書・法人概況説明書は、必ず受付印、受付日時・番号の記載、税理士の署名・押印のいずれかのあるものを提出してください。これらが無い場合は、電子申告の送信表・受信通知のいずれかを追加で添付してください。

【個人事業者の方】

申請書類は、下記①, ②を揃えてご提出ください。(必要に応じ③)
不備がございましたら、審査等ができませんのでご注意ください。

① 申請書類

- 様式 1 安芸高田市頑張る事業者応援金申請書兼請求書、(裏面)誓約書
・様式 1 には、必ず、住所・会社名・代表者名・連絡先をご記入し押印ください。
・連絡先は、必ず確認の取れる番号をご記載ください。
- チェックシート

② 添付書類(全て必要になります。)

- 令和 2 年分の確定申告書(第一表、第二表)
(住民税申告の方は、住民税申告書の写し)
- 青色申告の方は、所得税青色申告決算書
白色申告の方は、収支内訳書
- 給付対象月の売上がわかるもの(令和 2 年 12 月から令和 3 年 2 月まで)
- 給付対象月の前年の売上がわかるもの(令和元年 12 月から令和 2 年 2 月まで)
- 本人の身分がわかる証明書の写し(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなど)※申請者が外国人の場合は、在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書などが必要です。
- 申請者本人名義(事業所名義)の振込口座通帳の写し
- 対面で直接商品・役務の提供等を行っていることが確認できる書類(商品、サービスの一覧表、店舗写真等)又は対象期間に対面で直接商品・サービスを提供等している事業者との取引を示す書類(事業者との請求書、納品書、領収書等の帳票書類等)

③ 申請者以外の代理申請の場合

- 様式 3 委任状

確定申告書(住民税申告書)は、必ず受付印、受付日時・番号の記載、税理士による署名・押印のいずれかのあるものを提出してください。これらが無い場合は、電子申告の送信表・受信通知のいずれかを追加で添付してください。

支払いについて

- 審査終了後 2 週間程度で振り込みをいたします。

ただし、審査に伴い、書類の不備や不明点などのご確認に時間を要した場合には、遅れることもございます。ご了承ください。

注意事項

- 安芸高田市頑張る事業者応援金は、課税対象となります。
- 審査を行うに当たり、電話により内容確認することがございます。必ず連絡の取れる番号を申請書にご記入ください。
- 市役所では、本申請に関する確定申告など根拠書類についての指導・助言に関して一切行っておりません。根拠書類についてご不明の際には、安芸高田市商工会並びに各金融機関、税理士、公認会計士などにご相談ください。

【郵送先】

〒731-0501

安芸高田市吉田町吉田 979-2 安芸高田市商工会

申請窓口 安芸高田市商工会 本所

安芸高田市役所 産業振興部商工観光課(本庁第一庁舎 2 階)

問合せ先 安芸高田市商工会 0826-42-0560

安芸高田市役所 0826-47-4024

事業主体 安芸高田市頑張る事業者応援金事業実行委員会